② Manufacture of Network Equipment 1 set.
③ Manufacture of Disaster Risk Management Equipment 1 set.
⑷ Fulfillment period :
① 30 March, 2023
② 30 March, 2023
③ 24 March, 2023
⑸ Fulfillment place : as in the tender documentation
⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
１）not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
２）regarding①, ② : have Grade A, B, C or D on “manufacturing of products” or “selling of products”in Tokai-Hokuriku area or Kanto-Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2022／2023／2024,
regarding③ : have Grade A, B, C or D on “manufacturing of products” or “selling of products” in Tokai-Hokuriku area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2022／2023／2024.
３）not be under suspension of nomination by Director-General of Chubu Regional Development Bureau from Time-limit for submission of certificate to Bid Opening.
４）not be the stated person under the commencement of reorganization proceedings or under the beginning of rehabilitation proceedings (except for the person who has the procedure of reapplication under the notification of the competing participation qualification).
５）not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.
６）The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly.
７）regarding① : have proven to have actually procured the products concerned or the products with performance equal to that of the products concerned.
８）for other qualifications other than the above, please refer to the tender documentation.
⑺ Time-limit for submission of certificate : 16 : 00　27 July, 2022
⑻ Time-limit for tender : 16 : 00　23 August, 2022
⑼ Contact point for the notice : HAYAKAWA Mayuri, Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-ku, Nagoya-shi, Aichi-ken, 460―8514, Japan, TEL 052―953―8138 ex 2539

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和４年６月16日
分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局三国川ダム管理所長
渡邉　一成

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15
１　調達内容
⑴　品目分類番号　15、29
⑵　調達件名及び数量　令和４年度三国川ダム発電鉄管流量計修繕作業　一式（電子入札対象案件）
⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び特記仕様書による。
⑷　履行期間　契約締結の翌日から令和５年３月10日まで
⑸　履行場所　入札説明書及び特記仕様書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。
入札回数は原則２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。
⑺　電子調達システムの利用
①　本案件は、入札及び入札書類データ（以下「申請書等」という。）の提出を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムの環境設定については、３⑶②のＵＲＬより行うこと。また、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
②　電子調達システムで使用できる電子証明書（ＩＣカード又はファイル形式）は、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）に記載されている者又は入札・見積権限について期間委任若しくは都度委任を受けた者の電子証明書に限る。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
ただし、有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
①　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
②　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類の写し
③　上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（競争参加資格に関する公示に基づき⑵の競争参加資格を継続するために必要な手続きを行った者を除く。）
⑷　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑸　電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。
⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑺　入札説明書の交付を直接受けた者であること。
※　交付を直接受けた者とは、以下のとおりとする。
・電子調達システムから交付を受けた者
・当局から書面または郵送により交付を受けた者
⑻　関東・甲信越地域に本社、支店又は営業所等の拠点を有することを証明した者であること。
⑼　平成19年度以降に元請けとして、以下に示す同種業務（工事）を履行した実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
同種業務（工事）：機械設備（水門等含む）の保守点検業務又は工事
⑽　次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置することを証明した者であること。
①　下記のイ）又はロ）のいずれかに該当すること。
イ）下記の(a)又は(b)のいずれかにおいて、機械設備（水門等含む）に係わる工事又は保守点検業務に関する実務経験を有する者であること。
(a)　機械工学、土木工学又は建築学に関する学科を卒業後
・高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）中等教育学校　５年以上
・専修学校専門課程　５年以上
・高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）　３年以上